

鎌倉市共生社会推進庁内検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、庁内関係課が連携し、市の共生社会実現に向けた施策について検討及び推進するため、鎌倉市共生社会推進庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共生社会の実現に向けた施策の策定に係る調査、検討及び関係機関との調整に関する事項
- (2) 共生社会の実現に向けた施策の実施状況に関する事項
- (3) その他共生社会の実現に向けた施策の推進に関する事項

(委員)

第3条 委員は、別表に掲げる課の長をもって充てる。

- 2 会長は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員会の所掌事務を所管する課の長をもって充てることとし、副会長は、委員のうち1名を会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、必要に応じて、会長に委員会の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課において処理す

る。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則 (平成30年10月31日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この要綱は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。

(別表)

1	企画計画課
2	文化人権推進課
3	行政経営課
4	財政課
5	総合防災課
6	地域のつながり課
7	こども支援課
8	福祉総務課
9	地域共生課
10	土地利用政策課
11	都市整備総務課
12	教育総務課